

別紙

※租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第2章 所得税法の特例</p> <p>第4節 山林所得及び譲渡所得</p> <p><u>第4節の2 内部取引に係る課税の特例等</u></p> <p><u>第40条の3の3((非居住者の内部取引に係る課税の特例))関係</u></p> <p>第5節 住宅借入金等特別控除</p> <p>第6節 その他の特例</p> <p>第41条の19の4((認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除))関係</p> <p><u>第41条の19の5((国外所得金額の計算の特例))関係</u></p> <p>第41条の20((ホステス等の業務に関する報酬又は料金に係る源泉徴収の特例))関係</p> <p>第4節の2 内部取引に係る課税の特例等</p> <p>第40条の3の3((非居住者の内部取引に係る課税の特例))関係</p> <p><u>(最も適切な算定方法の選定に当たって留意すべき事項)</u></p> <p><u>40の3の3-1 措置法第40条の3の3第2項に規定する「最も適切な方法」の選定に当たり、同項の「当該内部取引の内容及び当該内部取引の当事者が果たす機能その他の事情を勘案して」とは、内部取引(法第161条第1項第1号に規定する内部取引をいう。以下同じ。)及び非関連者間取引(非居住者が非関連者(措置法第40条の3の3第2項第1号イに規定する特殊の関係にない者をいう。以下同じ。)との間で行う取引又は非居住者の非関連者が当該非関連者の他の非関連者との間で行う取引をいう。以下同じ。)に係る40の3の3-4に掲げる諸要素並びに次に掲げる点を勘案することをいうことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 独立企業間価格(措置法第40条の3の3第1項に規定する独立企業間価格をいう。以下同じ。)の算定における同条第2項各号に掲げる方法(以下「独立企業間価格の算定方法」という。)の長所及び短所</u></p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第2章 所得税法の特例</p> <p>第4節 山林所得及び譲渡所得</p> <p>第5節 住宅借入金等特別控除</p> <p>第6節 その他の特例</p> <p>第41条の19の4((認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除))関係</p> <p>第41条の20((ホステス等の業務に関する報酬又は料金に係る源泉徴収の特例))関係</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

(2) 内部取引の内容及び当該内部取引の当事者の果たす機能等に対する独立企業間価格の算定方法の適合性

(3) 独立企業間価格の算定方法を適用するために必要な情報の入手可能性

(4) 内部取引と非関連者間取引との類似性の程度（当該非関連者間取引について、差異調整等を行う必要がある場合には、当該差異調整等に係る信頼性を含む。）

(注) 差異調整等とは、差異調整（同条第2項第1号イに規定する調整並びに措置法令第25条の18の3第3項、第4項及び第5項第1号から第5号までに規定する必要な調整をいう。以下同じ。）並びに措置法第40条の3の3第2項第1号ニに掲げる準ずる方法、措置法令第25条の18の3第7項第6号に掲げる方法及び措置法第40条の3の3第2項第2号に定める方法に係る差異調整に相当する調整をいう。

#### (比較対象取引の意義)

40の3の3-2 独立企業間価格の算定の基礎となる取引（以下「比較対象取引」という。）は、内部取引との類似性の程度が十分な非関連者間取引をいうのであるから、例えば、措置法第40条の3の3第2項第1号に規定する棚卸資産の販売又は購入の場合にあつては、次に掲げる独立企業間価格の算定方法の区分に応じ、それぞれ次に掲げる取引となることに留意する。

(1) 措置法第40条の3の3第2項第1号イに掲げる方法（以下「独立価格比準法」という。） 内部取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を当該内部取引と同様の状況の下で売買した取引（当該取引と当該内部取引とにおいて取引段階、取引数量その他に差異のある状況の下で売買した場合には、その差異により生じる同号イに規定する対価の額の差を調整することができるものに限る。）

(2) 措置法第40条の3の3第2項第1号ロに掲げる方法（以下「再販売価格基準法」という。） 内部取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、非関連者から購入した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該取引と当該内部取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生じる措置法令第25条の18の3第3項に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。）

(3) 措置法第40条の3の3第2項第1号ハに掲げる方法（以下「原価基準法」という。） 内部取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、購入（非関連者からの購入に限る。）、製造その他の行為により取得した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該取引と当該内部取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生じる措置法令第25条の18の3第4項に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。）

(新 設)

る。)

- (4) 措置法令第25条の18の3第5項第1号に掲げる方法(同号イに掲げる方法に係る部分に限る。) 内部取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、購入、製造その他の行為により取得した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売し、かつ、当該同種又は類似の棚卸資産を購入した当該非関連者が当該同種若しくは類似の棚卸資産又はこれを加工し若しくは製造等に用いて取得した棚卸資産を他者に対して販売した取引(これらの取引と当該内部取引に係る棚卸資産の恒久的施設及びその事業場等(法第161条第1項第1号に規定する事業場等をいう。以下同じ。))による購入、製造その他の行為による取得及び販売(以下「販売等」という。)並びに販売等に相当する内部取引とにおいて当事者の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生じる措置法令第25条の18の3第5項第1号イに規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。)
- (5) 措置法令第25条の18の3第5項第1号に掲げる方法(同号ハに掲げる方法に係る部分に限る。以下「残余利益分割法」という。) 同号ハ(1)に掲げる金額(以下「基本的利益」という。))を計算する場合における、この項の(2)、(3)又は(6)から(9)までに掲げる取引(ただし、それぞれの取引に係る「当該取引と当該内部取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合」の差異からは、当該内部取引の当事者である恒久的施設及びその事業場等に独自の機能が存在することによる差異を除く。)
- (6) 措置法令第25条の18の3第5項第2号に掲げる方法 内部取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、非関連者から購入した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引(当該取引と当該内部取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生じる同号に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。)
- (7) 措置法令第25条の18の3第5項第3号に掲げる方法 内部取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、購入(非関連者からの購入に限る。)、製造その他の行為により取得した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引(当該取引と当該内部取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生じる同号に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。)
- (8) 措置法令第25条の18の3第5項第4号に掲げる方法 内部取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、非関連者から購入した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引(当該取引と当該内部取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生じる同号に規定する割

合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。)

(9) 措置法令第25条の18の3第5項第5号に掲げる方法 内部取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、購入（非関連者からの購入に限る。）その他の行為により取得した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該取引と当該内部取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生じる同号に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。）

(同種又は類似の棚卸資産の意義)

40の3の3-3 措置法第40条の3の3第2項第1号イに規定する「同種の棚卸資産」又は措置法令第25条の18の3第3項、第4項及び第5項第1号から第5号までに規定する「同種又は類似の棚卸資産」とは、内部取引に係る棚卸資産と性状、構造、機能等の面において同種又は類似である棚卸資産をいう。

ただし、これらの一部について差異がある場合であっても、その差異が措置法第40条の3の3第2項第1号イに規定する対価の額若しくは同号ロ及びハに規定する通常の利益率の算定又は措置法令第25条の18の3第5項第1号から第5号までに規定する割合の算定に影響を与えないと認められるときは、同種又は類似の棚卸資産として取り扱うことができる。

(比較対象取引の選定に当たって検討すべき諸要素等)

40の3の3-4 措置法第40条の3の3の規定の適用上、比較対象取引に該当するか否かにつき内部取引と非関連者間取引との類似性の程度を判断する場合には、例えば、恒久的施設、その事業場等及び非関連者の事業の内容等並びに次に掲げる諸要素の類似性を勘案することに留意する。

- (1) 棚卸資産の種類、役務の内容等
- (2) 売手又は買手の果たす機能
- (3) 契約条件又は内部取引におけるこれに相当するもの
- (4) 市場の状況
- (5) 売手又は買手の事業戦略

(注) 1 (2)の売手又は買手の果たす機能の類似性については、売手又は買手の負担するリスク、売手又は買手の使用する無形資産（令第291条の2第2項第1号イからハまでに掲げるもののほか、顧客リスト、販売網等の重要な価値のあるものをいう。以下同じ。）等も考慮して判断する。

2 (4)の市場の状況の類似性については、取引段階（小売り又は卸売り、一次問屋又は二次問屋等の別をいう。）、取引規模、取引時期、政府の政策（法令、

(新 設)

(新 設)

行政処分、行政指導その他の行政上の行為による価格に対する規制、金利に対する規制、使用料等の支払に対する規制、補助金の交付、ダンピングを防止するための課税、外国為替の管理等の政策をいう。）の影響等も考慮して判断する。

3 (5)の売手又は買手の事業戦略の類似性については、売手又は買手の市場への参入時期等も考慮して判断する。

(比較対象取引が複数ある場合の取扱い)

(新 設)

40の3の3-5 内部取引に係る比較対象取引が複数存在し、独立企業間価格が一定の幅を形成している場合において、当該幅の中に当該内部取引の対価の額とした額があるときは、当該内部取引については措置法第40条の3の3第1項の規定の適用はないことに留意する。

(内部取引の単位)

(新 設)

40の3の3-6 独立企業間価格の算定は、原則として、個別の内部取引ごとに行うのであるが、例えば、次に掲げる場合には、これらの内部取引を一体として独立企業間価格を算定することができる。

- (1) 同一の製品グループに属する内部取引、同一の事業セグメントに属する内部取引等を考慮して価格設定が行われており、独立企業間価格についてもこれらの単位で算定することが合理的であると認められる場合
- (2) 生産用部品の販売に相当する内部取引と当該生産用部品に係る製造ノウハウの使用許諾に相当する内部取引等が一体として行われており、独立企業間価格についても一体として算定することが合理的であると認められる場合

(相殺取引)

(新 設)

40の3の3-7 措置法第40条の3の3の規定の適用上、一の内部取引の対価の額とした額が独立企業間価格と異なる場合であっても、当該対価の額とした額と独立企業間価格との差額に相当する金額を同一の相手方と他の内部取引の対価の額とした額を含め、又は当該対価の額とした額から控除することにより調整していることが内部取引に関する資料の記載その他の状況からみて客観的に明らかな場合には、それらの内部取引は、それぞれ独立企業間価格で行われたものとして算定することができる。

(為替差損益)

(新 設)

40の3の3-8 措置法第40条の3の3の規定の適用上、取引日の外国為替の売買相場と決済日の外国為替の売買相場との差額により生じた為替差損益は、独立企業間価格

には含まれないことに留意する。

(値引き、割戻し等の取扱い)

(新 設)

40の3の3-9 措置法第40条の3の3の規定の適用上、比較対象取引における値引き、割戻し等の条件が、内部取引におけるこれらに相当するものと異なる場合には、当該値引き、割戻し等に係る条件の差異を調整したところにより、内部取引の対価の額とした額と独立企業間価格との差額を算定することに留意する。

(会計処理方法の差異の取扱い)

(新 設)

40の3の3-10 措置法第40条の3の3の規定の適用上、比較対象取引で用いられている会計処理方法（例えば、棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法）と、内部取引における会計処理方法との間に差異があり、その差異が独立企業間価格の算定に影響を与える場合には、当該差異を調整したところにより、内部取引の対価の額とした額と独立企業間価格との差額を算定することに留意する。

(原価基準法における取得原価の額)

(新 設)

40の3の3-11 原価基準法により独立企業間価格を算定する場合において、内部取引に係る棚卸資産をその売手である非居住者の恒久的施設又はその事業場等が、例えば、当該非居住者と措置法第40条の3の3第2項第1号イに規定する特殊の関係にある者（以下「特殊の関係にある者」という。）から通常の取引価格に満たない価格で購入しているためその購入価格をその算定の基礎とすることが相当でない認められるときは、当該購入価格を通常の取引価格に引き直して当該内部取引に係る独立企業間価格を算定するものとする。

(注) この取扱いを適用する場合の「通常の取引価格」は、独立企業間価格の算定方法に準じて計算する。

(利益分割法の意義)

(新 設)

40の3の3-12 措置法令第25条の18の3第5項第1号に掲げる方法（以下「利益分割法」という。）は、同号イからハまでに掲げるいずれかの方法によって、内部取引に係る棚卸資産の販売等により恒久的施設及びその事業場等に生じた所得（以下「分割対象利益等」といい、原則として、当該恒久的施設に係る営業利益又は営業損失に当該事業場等に係る営業利益又は営業損失を加算した金額を用いるものとする。）を当該恒久的施設及び当該事業場等に配分することにより独立企業間価格を算定する方法をいうことに留意する。

(分割要因)

40の3の3-13 利益分割法の適用に当たり、分割対象利益等又は措置法令第25条の18の3第5項第1号ハ(2)に規定する残余利益等(以下「残余利益等」という。)の配分に用いる要因が複数ある場合には、それぞれの要因が分割対象利益等又は残余利益等の発生に寄与した程度に応じて、合理的に計算するものとする。

(新 設)

(為替の換算)

40の3の3-14 利益分割法の適用に当たり、内部取引に係る事業場等の営業利益等を換算する際に用いる外国為替の売買相場については、基本通達57の3-7の取扱いを準用する。

(新 設)

(残余利益分割法)

40の3の3-15 残余利益分割法の適用に当たり、基本的利益とは、40の3の3-2の(5)に掲げる取引に基づき算定される独自の機能を果たさない非関連者間取引において得られる所得をいうのであるから、分割対象利益等と恒久的施設及びその事業場等に係る基本的利益の合計額との差額である残余利益等は、原則として、内部取引に係る棚卸資産の販売等において、当該恒久的施設及び当該事業場等が独自の機能を果たすことにより当該恒久的施設及び当該事業場等に生じた所得となることに留意する。

(新 設)

また、残余利益等を恒久的施設及びその事業場等で配分するに当たっては、その配分に用いる要因として、例えば、当該恒久的施設及び当該事業場等が無形資産を用いることにより独自の機能を果たしている場合には、当該無形資産による寄与の程度を推測するに足りるものとして、当該恒久的施設及び当該事業場等に帰せられる無形資産の価額、当該無形資産の開発のために支出した費用の額等を用いることができることに留意する。

(準ずる方法の例示)

40の3の3-16 措置法令第25条の18の3第5項第2号から第5号までに掲げる方法に係る同項第6号に規定する「準ずる方法」とは、例えば、次のような方法がこれに該当する。

(新 設)

(1) 内部取引に係る棚卸資産の買手が当該棚卸資産を用いて製品等の製造をし、これを非関連者に対して販売した場合において、当該製品等のその非関連者に対する販売価格から次に掲げる金額の合計額を控除した金額をもって当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法

イ 措置法令第25条の18の3第5項第2号に規定する比較対象取引に係る営業利益の額の収入金額に対する割合を乗じて計算した金額

ロ 当該製品等に係る製造原価の額（当該内部取引に係る棚卸資産の対価の額とした額を除く。）

ハ 当該製品等の販売のために要した販売費及び一般管理費の額

(2) 事業場等がその恒久的施設から内部取引により取得したものとされる棚卸資産を当該恒久的施設を有する非居住者と特殊の関係にある者を通じて非関連者に対して販売した場合において、当該事業場等と当該特殊の関係にある者との取引価格を通常の取引価格に引き直した上で、措置法令第25条の18の3第5項第2号又は第4号に掲げる算定方法に基づいて計算した金額をもって当該恒久的施設と当該事業場等との間で行う内部取引に係る対価の額とされるべき額とする方法

(注) この取扱いを適用する場合の「通常の取引価格」は、独立企業間価格の算定方法に準じて計算する。

#### (同等の方法の意義)

40の3の3-17 措置法第40条の3の3第2項第2号に規定する「同等の方法」とは、棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引（例えば、有形資産の貸借、金銭の貸借、役員提供、無形資産の使用許諾又は譲渡等に相当する内部取引）において、当該内部取引の類型に応じて同項第1号に掲げる方法に準じて独立企業間価格を算定する方法をいう。

(新 設)

#### (有形資産の貸借の取扱い)

40の3の3-18 有形資産の貸借に相当する内部取引について、独立価格比準法と同等の方法を適用する場合には、比較対象取引に係る資産が内部取引に係る資産と同種であり、かつ、当該比較対象取引に係る貸借時期、貸借期間、貸借期間中の資産の維持費用等の負担関係、転貸の可否等貸借の条件が当該内部取引におけるこれらに相当するものと同様であることを要することに留意する。また、有形資産の貸借に相当する内部取引について、原価基準法と同等の方法を適用する場合には、比較対象取引に係る資産が内部取引に係る資産と同種又は類似であり、かつ、上記の貸借の条件が当該内部取引におけるこれらに相当するものと同様であることを要することに留意する。

(新 設)

#### (委託製造先に対する機械設備等の貸与の取扱い)

40の3の3-19 恒久的施設とその事業場等との間に、製品等の製造委託に相当する内部取引と、当該製造委託に相当する内部取引に係る機械設備等の資産の貸与に相当する内部取引がある場合には、これらの内部取引が一体として行われているものとして独立企業間価格を算定することができる。

(新 設)

(金銭の貸付け又は借入れの取扱い)

40の3の3-20 金銭の貸借に相当する内部取引について独立価格比準法と同等の方法又は原価基準法と同等の方法を適用する場合には、比較対象取引に係る通貨が内部取引に係る通貨と同一であり、かつ、当該比較対象取引における貸借時期、貸借期間、金利の設定方式（固定又は変動、単利又は複利等の金利の設定方式をいう。）、利払方法（前払い、後払い等の利払方法をいう。）、借手の信用力その他の利率に影響を与える諸要因が当該内部取引におけるこれらに相当するものと同様であることを要することに留意する。

(注) 内部取引の借手が銀行等から当該内部取引と同様の条件の下で借り入れたとした場合に付されるであろう利率を比較対象取引における利率として独立企業間価格を算定する方法は、独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法となることに留意する。

(役務提供の取扱い)

40の3の3-21 内部取引に該当する役務提供について独立価格比準法と同等の方法を適用する場合には、比較対象取引に係る役務が内部取引に係る役務と同種であり、かつ、当該比較対象取引に係る役務提供の時期、役務提供の期間等の役務提供の条件が当該内部取引におけるこれらに相当するものと同様であることを要することに留意する。また、内部取引に該当する役務提供について、原価基準法と同等の方法を適用する場合には、比較対象取引に係る役務が内部取引に係る役務と同種又は類似であり、かつ、上記の役務提供の条件が当該内部取引におけるこれらに相当するものと同様であることを要することに留意する。

(無形資産の使用許諾等の取扱い)

40の3の3-22 無形資産の使用許諾又は譲渡に相当する内部取引について、独立価格比準法と同等の方法を適用する場合には、比較対象取引に係る無形資産が内部取引に係る無形資産と同種であり、かつ、当該比較対象取引に係る使用許諾又は譲渡の時期、使用許諾の期間等の使用許諾又は譲渡の条件が当該内部取引におけるこれらに相当するものと同様であることを要することに留意する。また、無形資産の使用許諾又は譲渡に相当する内部取引について、原価基準法と同等の方法を適用する場合には、比較対象取引に係る無形資産が内部取引に係る無形資産と同種又は類似であり、かつ、上記の無形資産の使用許諾又は譲渡の条件が当該内部取引におけるこれらに相当するものと同様であることを要することに留意する。

(独立企業間価格との差額の申告調整)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

40の3の3-23 措置法第40条の3の3第1項に規定する「当該内部取引は、独立企業間価格によるものとする」とは、非居住者の事業場等とその恒久的施設との間の内部取引の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、当該非居住者のその年分の恒久的施設帰属所得(法第161条第1項第1号イに掲げる国内源泉所得をいう。以下同じ。)に係る各種所得の金額の計算上、収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額(以下この項において「収入金額等の額」という。)が過少となる場合にはその差額をその年分の収入金額等の額に算入し、必要経費に算入すべき金額又は支出した金額に算入すべき金額(以下この項において「必要経費等の額」という。)が過大となる場合にはその差額をその年分の必要経費等の額に算入しないことをいうことに留意する。

(注) この差額の調整が、外国税額の控除限度額等に影響を及ぼす場合には、それらについても再計算することに留意する。

(独立企業間価格との差額の申告減算)

40の3の3-24 恒久的施設がその事業場等から支払を受けることとされる内部取引の対価の額とした額が独立企業間価格を超える場合又は当該事業場等に支払うこととされる内部取引の対価の額とした額が独立企業間価格に満たない場合における独立企業間価格との差額については、恒久的施設帰属所得に係る各種所得の金額の計算上、確定申告書等において減額できないことに留意する。

(高価買入れの場合の取得価額の調整)

40の3の3-25 内部取引に該当する資産の移転につき、恒久的施設がその事業場等に支払うこととされる当該内部取引の対価の額とした額が独立企業間価格を超える場合において、当該対価の額とした額と独立企業間価格との差額の全部又は一部に相当する金額がその年12月31日において当該恒久的施設に帰せられる当該資産の取得価額に算入されているためその年分の恒久的施設帰属所得に係る各種所得の金額の計算上必要経費の額に算入されていないときは、その必要経費の額に算入されていない部分の金額に相当する金額を当該資産の取得価額から減額することができる。

(注) この取扱いにより減価償却資産の取得価額を減額した場合には、その減額した後の金額を基礎としてその年分の償却費を計算することに留意する。

第41条の18((政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除))関係

(新 設)

(新 設)

第41条の18((政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除))関係

(その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額の意義)

41の18-2 措置法第41条の18第2項に規定する「その年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額」は、措置法第2章第2節第1款の所得税額の特別控除の規定並びに同章第5節及び第6節の所得税額の特別控除の規定、法第92条、第95条及び第165条の6の規定並びに災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)第2条の規定を適用しないで計算したその年分の所得税額の100分の25に相当する金額をいうものとする。

第41条の19の4 ((認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除))関係

(税額控除等の順序)

41の19の4-4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の2の規定によるエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の規定による地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の5の規定による雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の5の2の規定による特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の5の3の規定による雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第10条の5の4の規定による生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(同法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。)
- (12) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除

(その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額の意義)

41の18-2 措置法第41条の18第2項に規定する「その年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額」は、措置法第2章第2節第1款の所得税額の特別控除の規定並びに同章第5節及び第6節の所得税額の特別控除の規定、法第92条及び第95条の規定並びに災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)第2条の規定を適用しないで計算したその年分の所得税額の100分の25に相当する金額をいうものとする。

第41条の19の4 ((認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除))関係

(税額控除等の順序)

41の19の4-4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の2の規定によるエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の規定による地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の5の規定による雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の5の2の規定による特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の5の3の規定による雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第10条の5の4の規定による生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(同法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。)
- (12) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除

- (13) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (14) 措置法第41条の18の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (15) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (16) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- (17) 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- (18) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除
- (19) 法第95条及び第165条の6の規定による外国税額控除

#### 第41条の19の5（(国外所得金額の計算の特例)関係

##### (国外所得金額の計算の特例)

41の19の5-1 40の3の3-1から40の3の3-22までの取扱いは、居住者の国外所得金額（法第95条第1項に規定する国外所得金額をいう。以下同じ。）の計算上、措置法第41条の19の5の規定を適用する場合について準用する。

##### (独立企業間価格との差額の国外所得金額の調整)

41の19の5-2 措置法第41条の19の5第1項に規定する「当該内部取引は、独立企業間価格によるものとする」とは、居住者の事業場等（法第95条第4項第1号に規定する事業場等をいう。以下同じ。）とその国外事業所等（同号に規定する国外事業所等をいう。以下同じ。）との間の内部取引（同号に規定する内部取引をいう。以下同じ。）の対価の額とした額が独立企業間価格（措置法第41条の19の5第1項に規定する独立企業間価格をいう。以下同じ。）と異なることにより、当該居住者のその年分の国外所得金額の計算上、当該内部取引に係る収入すべき金額が過大となる場合又は損失等の額（同項に規定する損失等の額をいう。）が過少となる場合は、その差額をその年分の国外所得金額の計算上減算することをいうことに留意する。

##### (独立企業間価格との差額の国外所得金額への加算)

41の19の5-3 国外事業所等がその事業場等に支払うこととされる内部取引の対価の額とした額が独立企業間価格を超える場合又は国外事業所等がその事業場等から

- (13) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (14) 措置法第41条の18の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (15) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (16) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- (17) 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- (18) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除
- (19) 法第95条の規定による外国税額控除

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

支払を受けることとされる内部取引の対価の額とした額が独立企業間価格に満たない場合における独立企業間価格との差額については、国外所得金額の計算上加算できないことに留意する。

附 則

(経過的处理)

この法令解釈通達による改正後の取扱いは、平成29年分以後の所得税について適用する。

別 紙

※租税特別措置法に係る所得税の取扱い《源泉所得税関係》について

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第41条の22（(免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供報酬等に係る源泉徴収の特例)関係）</p> <p>（職業運動家の範囲）</p> <p>41の22-1 措置法第41条の22第1項に規定する職業運動家の範囲については、所得税基本通達<u>161-23</u>の取扱いを準用する。</p> <p>（芸能人等の役務提供を主たる内容とする事業であるかどうかの判定）</p> <p>41の22-2 措置法第41条の22第1項に規定する「芸能人等の役務提供を主たる内容とする事業」に該当するかどうかについては、所得税基本通達<u>161-20</u>の取扱いを準用する。</p>	<p>第41条の22（(免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供報酬等に係る源泉徴収の特例)関係）</p> <p>（職業運動家の範囲）</p> <p>41の22-1 措置法第41条の22第1項に規定する職業運動家の範囲については、所得税基本通達<u>161-10の3</u>の取扱いを準用する。</p> <p>（芸能人等の役務提供を主たる内容とする事業であるかどうかの判定）</p> <p>41の22-2 措置法第41条の22第1項に規定する「芸能人等の役務提供を主たる内容とする事業」に該当するかどうかについては、所得税基本通達<u>161-9</u>の取扱いを準用する。</p>